

玉名市地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 玉名市長（以下「市長」という。）は、くまもと新時代共創総合戦略及び玉名市デジタル田園都市構想総合戦略に基づき、東京圏の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業又は修了（以下「卒業等」という。）した学生の本市の区域内（以下「市内」という。）への移住を伴う県内就職を支援するため、熊本県（以下「県」という。）と共同して行う熊本県地方就職学生支援事業において、東京圏の大学等を卒業等して、本市に移住する見込みの者が、支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において玉名市地方就職支援金（以下「地方就職支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、熊本県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のうち、条件不利地域を除くものをいう。
- (2) 移住 東京圏から本市に生活の本拠を移し、本市へ転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。）をすることをいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。

(交付金額)

第3条 地方就職支援金の金額は、次のとおりとする。

- (1) 地方就職支援金のうち交通費 第4条第1項第2号の要件を満たす企業等の就職活動等に参加するために要した往復交通費（企業等から当該交通費の支給を受けている場合には、企業等からの支給額との差額）に2分の1を乗じた額とし、30,000円を上限とする。支給額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。
 - (2) 地方就職支援金のうち移転費 第4条第1項第2号の要件を満たす企業等への就職に伴い、本市へ移住するために要した移転費の額とし、113,500円を上限とする。支給額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。
- 2 地方就職支援金の交付は、交通費及び移転費について、それぞれ一人につき1回を限度とする。

(交付対象者)

第4条 申請時において、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

ア 移住元に関する要件

(ア) 大学等の卒業等の年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学等を卒業等していること。ただし、交通費については、在学中（卒業等の見込みである場合に限る。以下同じ。）の場合も対象とする。

(イ) 大学等の卒業等年度において、東京圏に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

(ア) 本市に転入したこと。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、県内に所在する企業に就職することが内定していること。

(イ) 地方就職支援金の申請時において、卒業等の日から1年以内かつ就業開始予定日前1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

(ウ) 本市に、地方就職支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に第4条第1項第2号の要件を満たす企業等に就職し、本市に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他、県又は本市が地方就職支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 就業先に関する要件

(ア) 勤務地が県内に所在すること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 勤務地が県内に限定される社員としての採用であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、勤務地が県内に限定される社員として採用予定であること。

(交付の申請)

第5条 地方就職支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）

は、地方就職支援金交付申請書（様式第1号、様式第2号又は様式第3号）に、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、申請年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 全ての申請者

ア 地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項（様式第4号）

イ 写真付身分証明書の写し

ウ 就業先の内定証明書（様式第5号）又は就業証明書（様式第6号）

エ 交通費及び移転費の領収書の写し

オ 住民票の写し等移住元の住所を確認できる資料

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 在学中に交通費を申請する者

ア 在学証明書（卒業等の学年である確認がとれるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆及び捺印すること。）

(3) 大学等を卒業等した後に申請する者

ア 卒業等の証明書（卒業等の日が就業開始日から1年以内のものに限る。）

(交付決定及び支払い)

第6条 市長は、前条の規定による地方就職支援金の交付の申請があった場合において、その内容を審査し、地方就職支援金を交付することが適当と認めるときは、地方就職支援金の交付を決定し、地方就職支援金交付決定通知書（様式第7号。以下「交付決定通知書」という。）により、当該申請者に通知する。

2 前項の規定による審査の結果、地方就職支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における地方就職支援金の交付が不可である場合は、地方就職支援金交付不決定通知書（様式第8号）により、申請者に通知する。

3 第1項の規定により地方就職支援金の交付の決定を受けた者は、地方就職支援金を請求するときは、地方就職支援金請求書（様式第9号）に交付決定通知書の写し及び振込先の口座情報を確認できる書類を添えて市長に請求しなければならない。

4 市長は、前項の規定による書類を提出した者に対し、地方就職支援金を支払うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書

の再交付を必要とするときは、地方就職支援金交付決定通知書再交付願（様式第10号、様式第11号又は様式第12号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第8条 市長は前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに地方就職支援金交付決定通知書（再交付）（様式第13号）により、申請者に交付する。

（報告及び立入調査）

第9条 県及び本市は、熊本県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、熊本県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第10条 市長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び本市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

次に掲げる要件のいずれかに該当するとき。

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 申請日から1年以内に、地方就職支援金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

ウ 申請日から1年以内に、本市に転入しなかった場合

エ 就業開始日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす就業先を辞した場合。ただし、退職日から3か月以内に要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く。

オ 転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年未満に本市以外の市区町村に転出した場合。ただし、住民票を移さずに転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。

(2) 半額の返還

ア 転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に本市以外の市区町村に転出した場合。ただし、住民票を移さずに転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。

（その他）

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県と本市が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。